

# 壬生町住宅耐震診断士派遣事業実施要綱

〔令和5年3月30日〕  
告示第38号

改正 令和8年3月31日告示第31号

## (目的)

第1条 この要綱は、災害に強い安全なまちづくりに資するため、壬生町が住宅に対し実施する耐震診断士派遣事業（以下「派遣事業」という。）に必要な事項を定め、地震に対する住宅の安全性に関する意識の啓発、耐震診断に関する知識の普及及び耐震改修の実施の促進を図り、もって地震に強いまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業対象住宅 本要綱における派遣事業の対象となる住宅
- (2) 耐震診断 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）別添第1の建築物の耐震診断の指針に基づいて行う耐震診断又は同ただし書きの規定に基づき、国土交通大臣が指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認める方法によって行う耐震診断をいう。
- (3) 耐震診断士 国土交通大臣登録木造耐震診断資格者講習、一般社団法人栃木県建築士事務所協会が主催する「木造住宅の耐震診断と補強方法講習会」又はこれと同等と町長が認めるものを受講し、受講修了書の交付を受けた建築士をいう。

## (事業対象住宅)

第3条 事業対象住宅は、町内にある住宅で次の各号に掲げる要件をすべて満たす住宅とする。

- (1) 昭和56年5月31日以前に着工された木造二階建て以下の一戸建て住宅（店舗等の用途を兼ねる住宅のうち店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものを含む。）ただし、昭和56年6月1日以降に増改築工事に着工し、増築部分の延べ床面積が、増改築後の延べ床面積の2分の1未満のものは対象とする。
- (2) 在来軸組工法、伝統的構法及び枠組壁工法により建築された住宅
- (3) 賃貸を目的としない住宅

## (業務)

第4条 町長は、事業対象住宅に耐震診断士を派遣し、耐震診断を実施する。

2 前項の耐震診断士の派遣及び耐震診断に係る費用については町の負担とし、予算の

範囲内で実施する。

- 3 町長は、第1項に規定する耐震診断を町長が適当と認める団体（以下「業務委託先」という。）に委託することができる。

（申込）

第5条 耐震診断士の派遣を希望する者は耐震診断士派遣申込書（様式第1号）により町長に申し込みをしなければならない。

- 2 前項の耐震診断士の派遣を申し込むことができる者（以下「申込者」という。）は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 事業対象住宅の所有者（共有を含む。）又は当該所有者の配偶者並びに3親等以内の親族

- (2) 本要綱による耐震診断を初めて受ける者

- (3) 壬生町住宅耐震化促進事業補助金交付要綱（平成31年壬生町告示第55号）による補助を受けていない者

- (4) 国税、県税及び町税を滞納していない者

（耐震診断士の派遣の決定）

第6条 町長は、前条の規定による申し込みが適正であると認めるときは、耐震診断士派遣決定通知書（様式第2号）により申込者に通知するとともに、耐震診断士派遣依頼書（様式第3号）により業務委託先に耐震診断士の派遣を依頼する。

- 2 町長は、前条の規定による申し込みが適正でないとき、耐震診断士を派遣しない旨の通知書（様式第4号）により、申込者に通知しなければならない。

（派遣の取り消し）

第7条 町長は、正当な理由があると認める場合は、耐震診断士の派遣を取り消すことができる。

- 2 町長は、前項の決定をしたときは、耐震診断士派遣取消通知書（様式第5号）により申込者に通知しなければならない。

- 3 町長は、第1項の規定により耐震診断士の派遣を取り消した場合において、当該取り消しに係る診断をすでに実施しているときは、申込者に対し、期限を定めて、その診断にかかる費用の賠償を請求することができる。

（実績報告）

第8条 耐震診断士は、第4条第1項の業務を完了したときは、耐震診断実施結果報告書（様式第6号）により申込者に報告しなければならない。

- 2 申込者は、前項の報告を受けたときは、耐震診断士派遣完了報告書（様式第7号）により町長に報告しなければならない。

（申込者に対する助言）

第9条 町長は、申込者に対して、建築物の地震に対する安全性の向上が図られるよう、必要な助言をすることができる。

（事業の実施期間）

第10条 事業の実施期間は、令和8年度から令和12年度までとする。

（補則）

第 1 1 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

制定文 抄

令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

改正文（令和 8 年告示第 3 1 号）抄

令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

（あて先） 壬生町長 様

申込者 住所  
氏名

耐震診断士派遣申込書

壬生町住宅耐震診断士派遣事業実施要綱に基づく耐震診断士の派遣を受けたいので、下記のとおり申し込みします。

なお、本申込書の個人情報については、派遣する耐震診断士及び派遣する日時を調整するため、町長が必要と認めるものに提供することに同意します。

記

1. 対象建築物に関する事項 (判る範囲で記入願います)	住宅の所有者	
	住宅の種類	<input type="checkbox"/> 一戸建住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅 住宅以外の用途 ( <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> その他____ _____)
	住宅建築年月日	年 月 日 (建築確認 年 月 日)
	住宅の増改築	<input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 有り (増改築年月日 年 月 日)
	住宅の規模	地上 階・地下 階
	面積	1階 _____ m <sup>2</sup> 2階 _____ m <sup>2</sup> 合計 _____ m <sup>2</sup> (住宅部分の面積 _____ m <sup>2</sup> )
	住宅図面の有無	<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し
2. 派遣に関する事項	派遣先の所在地	壬生町
	連絡先 (※)	氏 名 電話番号 メールアドレス

国税、県税及び町税について、未納がないことを申告します。

(添付書類)

- 1) 建築時期がわかる書類
- 2) 派遣先の所在地がわかる案内図
- 3) 建物面積、構造及び階数等の概要が確認できる書類
- 4) 建物平面図及び仕上げ表 (事業対象住宅の図面がある場合に限る)

※ 派遣希望日時等に関する調整のため、通常連絡が取れる電話番号等を記入願います。

様式第2号（第6条関係）

令和 年 月 日

様

壬生町長

耐震診断士派遣決定通知書

令和 年 月 日付け、壬生町住宅耐震診断士派遣事業実施要綱第5条第1項に基づき  
申込を受けた、耐震診断士の派遣について下記のとおり決定しましたので、同要綱第6条  
第1項に基づき通知します。

記

以下のとおり耐震診断士を派遣いたします。

耐震診断業務の委託先	
派遣する耐震診断士の氏名	

様式第3号（第6条関係）

令和 年 月 日

様

壬生町長

耐震診断士派遣依頼書

壬生町住宅耐震診断士派遣事業実施要綱第6条第1項に基づき別添により耐震診断士の派遣を願います。

（別添書類）

- 1) 耐震診断士派遣依頼一覧表
- 2) 耐震診断士派遣申込書及び添付書類（案内図等）の写し

令和 年 月 日

様

壬生町長

耐震診断士を派遣しない旨の通知書

令和 年 月 日付け、壬生町住宅耐震診断士派遣事業実施要綱第5条第1項に基づき  
申込を受けた、耐震診断士の派遣について下記理由により派遣しないこととしましたので  
同要綱第6条第2項に基づき通知します。

記

1 申請建築物

申請者：

申請建築物所在地：

2 耐震診断士を派遣しない理由

理由：

〈教示〉

1 この処分について不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から  
起算して3か月以内に壬生町長に対して審査請求をすることができます。

2 この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して  
6か月以内に壬生町を被告として（訴訟において壬生町を代表する者は壬生町長となりま  
す。）提起することができます（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6  
か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消  
しの訴えを提起することができなくなります。）。

3 この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合に  
は、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から  
起算して6か月以内であれば、提起することができます（なお、その審査請求に対する裁  
決の送達を受けた日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起  
することができなくなります。）。

問合せ先

壬生町建設部都市計画課

電話番号0282-81-1853

令和 年 月 日

様

壬生町長

耐震診断士派遣取消通知書

令和 年 月 日付け、壬生町住宅耐震診断士派遣事業実施要綱第6条第1項に基づき決定をした、耐震診断士の派遣について下記により派遣を取り消しましたので、同要綱第7条第2項に基づき通知します。

記

1 申請建築物

申請者：

申請建築物所在地：

2 耐震診断士派遣決定通知

通知日：

通知番号：

3 耐震診断士の派遣を取り消す理由

理由：

〈教示〉

1 この処分について不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に壬生町長に対して審査請求をすることができます。

2 この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に壬生町を被告として（訴訟において壬生町を代表する者は壬生町長となります。）提起することができます（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

3 この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます（なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

問合せ先

壬生町建設部都市計画課

電話番号0282-81-1853

様

（耐震診断士）氏名

## 耐震診断実施結果報告書

壬生町住宅耐震診断士派遣事業実施要綱第4条第1項に基づき耐震診断を実施した結果が建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第6条に規定する耐震関係規定又は地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして定める基準（平成18年国土交通省告示第185号）に 

適合している
適合していない

 と判断されますので報告します。

## 記

1 建築物の所在地	
2 構造. 階数. 延べ床面積	構造                      階数                      延べ床面積
3 現地調査日	年                      月                      日
4 診断方法	
5 実施結果	上部構造評点の最小値（                      ） 1.5以上：                      倒壊しない 1.0～1.5未満：一応倒壊しない 0.7～1.0未満：倒壊する可能性がある 0.7未満：                      倒壊する可能性が高い

壬生町長 様

（申込者）氏名

耐震診断士派遣完了報告書

耐震診断士を派遣した結果は下記のとおりですので壬生町住宅耐震診断士派遣事業実施要綱第8条第2項の規定に基づき報告します。

記

1 実施日	令和 年 月 日
2 実施場所	
3 実施結果	上部構造評点の最小値 ( )
4 改修意向	<input type="checkbox"/> 耐震改修の実施を検討する ( 年度実施予定) <input type="checkbox"/> 建替えの実施を検討する ( 年度実施予定) <input type="checkbox"/> 実施しない
5 改修等を実施しない理由 ※上記で「実施しない」を選択した場合	